破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９０号
奈良市青野町32番地の１　デルニエ西大寺501号
債務者　松浦　信代
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
青森市浪岡大字郷山前字村元20番地３
債務者　工藤　重一
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　周平
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１１５７号
兵庫県西宮市甲陽園日之出町２番56―101号
債務者　植田　　透
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原戸　稲男
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０７号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目６番21号　小西ハイツ403、住民票上の住所兵庫県西宮市津門大箇町８番６―202号
債務者　小林　宏光
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　賢一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４号
愛媛県八幡浜市広瀬１丁目７番６号　きくやビル３階Ａ号室、住民票上の住所愛媛県八幡浜市広瀬１丁目６番９号
債務者　山本　　忠
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１３５３号
北九州市小倉南区若園１丁目12番17号
債務者　原田　憲治
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５９号
鹿児島県鹿児島市東千石町５番14号
債務者　飯山　信弘
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
4　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９５号
埼玉県八潮市大字八條380番地１
債務者　染矢　茂利
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友田　和昭
4　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
茨城県北茨城市中郷町足洗551番地１　ルミナスガーデンＡ―101、住民票上の住所埼玉県八潮市大字八條380番地１
債務者　染矢　利幸
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友田　和昭
4　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
福井県丹生郡越前町田中第７号45番地２
債務者　小原　輝芳
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　賢正
4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
愛知県田原市江比間町西砂畑96番地１、従前の住所愛知県渥美郡渥美町大字江比間字西砂畑96番地１
債務者　鈴木　藤太
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３７号
金沢市泉が丘１丁目14番12号
債務者　大島　將之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　破産債権の届出期間　平成23年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７６号
東京都調布市国領町３丁目17―25　国領町３丁目第２アパート１―1101
債務者　小林八重子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３７７号
東京都葛飾区堀切１丁目37―24
債務者　赤間　和代
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大城　季絵
4　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
東京地方裁判所民事第20部